

豊明市新学校給食センター
統合再整備等事業

落札者決定基準

令和6年7月1日
令和6年7月30日（修正）
豊明市

目 次

第 1 総則	1
1 落札者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査結果の公表	2
第 2 資格審査	3
第 3 提案審査	7
1 基礎審査	7
1) 入札価格の確認	7
2) 提案書類の確認	7
2 総合審査	8
1) 入札価格の評価	8
2) 提案内容の評価	8
第 4 落札者の決定	9
別表 1 提案内容の評価項目及び配点	10
1 事業計画全般に関する事項	10
2 施設整備業務に関する事項	11
3 維持管理業務に関する事項	12
4 運営業務・開業準備業務に関する事項	13

第 1 総則

1 落札者の決定方法

「豊明市学校給食センター統合再整備等事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、落札者の決定にあたっては、入札価格のほか、設計、建設、維持管理運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う総合評価一般競争入札方式を採用する。

この「豊明市学校給食センター統合再整備等事業落札者決定基準」（以下「本書」という。）は、豊明市（以下「市」という。）が総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

ア) 資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。

イ) 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、入札価格及び提案書類を確認する。「総合審査」では、入札価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、「民間活用推進審査委員会（給食センター）」（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、本書の基準に基づいて入札価格及び提案内容の審査を行い、優秀提案を選定する。市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。

審査委員会の委員は、以下のとおりである。なお、委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。

〔敬称略〕

役 職	氏名	所属等
委員長	加藤 義人	名古屋都市センター特任アドバイザー 岐阜大学 客員教授
委 員	山田 英裕	税理士法人ヒトノワ山田会計事務所 代表社員
委 員	鈴木 賢一	名古屋市立大学 学長補佐 名誉教授・特任教授
委 員	高田 尚美	名古屋学芸大学 管理栄養学部 管理栄養学科 教授
委 員	小串 真美	行政経営部長
委 員	浅井 俊一	教育部長
委 員	秋永 亘正	学校教育課長兼学校給食センター所長

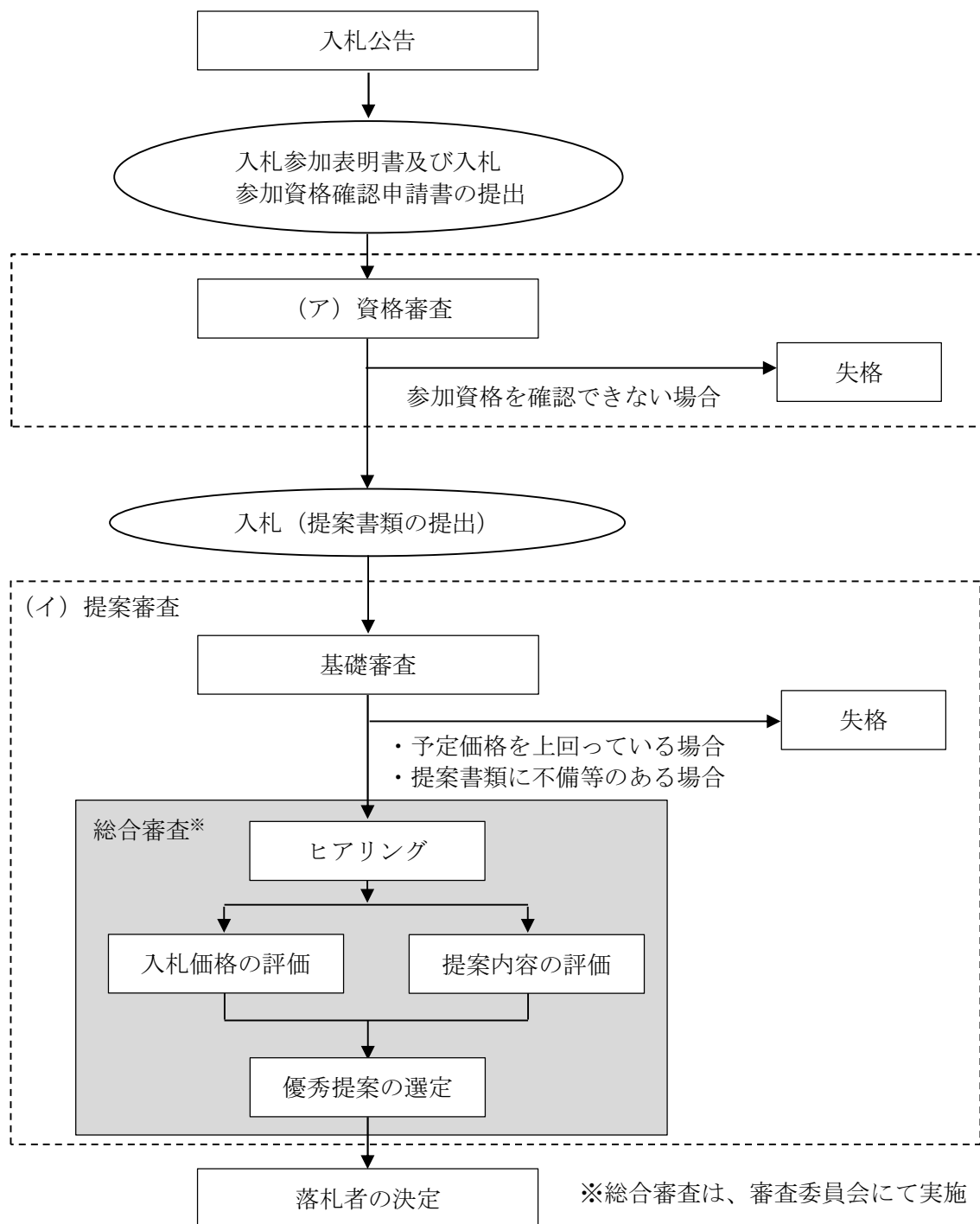


図 審査の進め方

3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

第 2 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表 資格審査における確認内容

区分	確認内容	様式 (※ 1)
全般	ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当していないこと。	様式 2-1 様式 2-7
	イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。	様式 2-1 様式 2-7
	ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立て中または破産手続き中でないこと。	様式 2-1 様式 2-7
	エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。	様式 2-1 様式 2-7
	オ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。	様式 2-1 様式 2-7
	カ) 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近 2 ヶ年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。	様式 2-6
	キ) 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下の通りである。 （ア）日本工営都市空間株式会社 （イ）林総合法律事務所	様式 2-1 様式 2-7
	ク) 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がないこと。	様式 2-1 様式 2-7
	ケ) 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。	市の資料
	コ) 「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 25 日付け豊明市長・豊明市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。	市の資料

区分	確認内容	様式 (※1)
設計 企業	ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	様式 2-8
	イ) 令和 6・7 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
	ウ) ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）における設計業務実績（実施設計）を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した 5,800 食／日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。	様式 2-14
	エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。（※ 2）	様式 2-14
	オ) 複数の者で実施する場合は、すべての企業がア)及びイ)を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。	様式 2-8 様式 2-14
建設 企業	ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。	様式 2-9
	イ) 令和 6・7 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
	ウ) 国又は地方公共団体が発注した公共施設における施工実績（元請として完成・引渡し完了した実績）を有すること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した延床面積 2,000 ㎡以上の当該施設の新築工事に限る。なお、共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績に限る。	様式 2-15
	エ) ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 1,200 点以上であること。または、入札公告の日現在、豊明市内に本店又は契約先事業所を有する者（以下「市内企業」という）で豊明市建設工事請負業者格付要領の A 等級の者であること。	様式 2-9
	オ) 複数の者で実施する場合は、すべての企業がア)及びイ)を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。	様式 2-9 様式 2-15

区分	確認内容	様式 (※1)
工事 監理 企業	ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式 2-10
	イ) 令和 6・7 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
	ウ) ドライシシステムの学校給食施設又は特定給食施設における工事監理業務実績を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した 5,800 食／日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。	様式 2-16
	エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。(※ 2)	様式 2-10
	オ) 複数の者で実施する場合は、すべての企業がア)及びイ)を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。	様式 2-10 様式 2-16
厨房 機器 企業	ア) 令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料
	イ) ドライシシステムの学校給食施設における調理機器一式の調達及び設置業務の実績を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに完了した者、かつ、PFI 法に基づく特定事業等に係る業務のうち 5,800 食／日以上 の提供能力を持つ当該施設における調理機器等の調達及び設置業務の主たる企業として実施した者に限る。	様式 2-17
	ウ) HACCP に関する相当の知識を有していること。(※ 2)	様式 2-11
	エ) 複数の者で実施する場合は、すべての企業がア)を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。	様式 2-11 様式 2-17
維持 管理 企業	ア) 令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料
	イ) 国又は地方公共団体が発注した公共施設における維持管理業務実績を有すること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した延床面積 2,000 m ² 以上の当該施設の業務に限る。	様式 2-18
	ウ) HACCP に関する相当の知識を有していること。(※ 2)	様式 2-12
	エ) 複数の者で実施する場合は、すべての企業がア)を、かつ、少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。	様式 2-12 様式 2-18
運営 企業	ア) 令和 6・7 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料
	イ) ドライシシステムの学校給食施設における運営業務実績を有していること。当該業務は、5,800 食／日以上 の提供能力を持つ当該施設における業務に限る。	様式 2-19

区分	確認内容	様式 (※1)
運営 企業	ウ) HACCP に関する相当の知識を有していること。(※2)	様式 2-13
	エ) 複数の者で実施する場合は、すべての企業がア)を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。	様式 2-13 様式 2-19
その他 企業	ア) 令和6・7年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料

※1 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。また、表中「市の資料」とあるのは、市の資料で確認することを指す。

※2 「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

※3 「資本面で関係のある企業」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面で関係のある企業」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいう。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、入札価格及び提案書類について以下の事項を確認する。本審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

1) 入札価格の確認

入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行う。

2) 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について、以下の事項の確認を行う。

ア) 要求した提出書類がすべて揃っていること。

イ) 要件違反なく、指定した様式に必要事項が記載されていること。

2 総合審査

総合審査では、審査委員会が入札価格と提案内容の二つの面から評価を行う。入札価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価する（総合審査の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を決定する。）。

なお、審査委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは令和6年11月頃を予定しているが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて改めて市から各応募者に連絡する。

$$\text{総合評価点数（満点100点）} = \text{入札価格の得点（30点）} + \text{内容評価の得点（70点）}$$

1) 入札価格の評価

最低価格を提示した提案に満点（30点）を付与する。それ以外の入札価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{入札価格 A の得点} = (\text{最低の入札価格} \div \text{入札価格 A}) \times 30$$

2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、「別表1 提案内容の評価項目及び配点」に基づき審査委員会の各委員が審査し採点する。各委員の採点結果より審査委員会の評価点を算出し、最も点数の高かった提案に満点（70点）を付与する。それ以外の提案内容については、次式に従って得点化する。なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{提案内容 A の得点} = (\text{審査委員会評価点 A} \div \text{審査委員会最高評価点}) \times 70$$

採点基準は下表のとおりである。

表 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	配点×0.75
C	要求水準を超える適切な提案がされている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度	配点×0.25

第4 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

なお、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

また、応募者が 1 者であった場合も資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、落札者として決定する。ただし、前頁の「2）提案内容の評価」での「審査委員会評価点 A」が 6 割に満たない提案は、落札者として選定しない。

別表 1 提案内容の評価項目及び配点

1 事業計画全般に関する事項

評価項目		評価の視点	様式	
1	事業実施方針	・ 本事業の目的、役割、特性を正しく分析・理解したうえで、事業者独自のノウハウやアイデアを取り入れた魅力的な提案がされているか。 ・ 事業期間全体に渡る実施体制について、業務分野に応じた人員配置等、具体的な提案がされているか。 ・ セルフモニタリングや市への協力について、効果的かつ具体的な提案がされているか。	4 点	様式 5-1
2	収支計画・ 資金調達計画	・ 事業期間全体に亘る収支計画の適切性、確実性について具体的な提案がされているか。 ・ 不測の資金需要の対応策含め、資金調達の確実性と安定性について優れた提案がなされているか。	4 点	様式 5-2 様式 5-5～ 5-10, 11
3	工程・ リスク管理	・ 工程は効率的かつ無理のない計画であり、遅延リスクを踏まえた実効性に優れた事業全体のスケジュール提案がされているか。 ・ 災害時及び事故発生時の事業継続や体制構築、早期の復旧支援対応等について適切な提案がされているか。 ・ 騒音、振動、臭気、排気、排水、交通等、周辺環境や近隣住民への影響が生じた際の対応等について適切な提案がされているか。 ・ 想定される潜在的リスクの分析を踏まえ、顕在化させない仕組みや顕在化した場合の対応策について具体的な提案がされているか。	4 点	様式 5-3
4	地域経済への 配慮や貢献	・ 地元企業の活用・育成や地域雇用等、地域経済への貢献について、定量的（発注額や割合）かつ定性的な提案がされているか。	3 点	様式 5-4
小計			15 点	

2 施設整備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	様式	
1	配置計画	- 配置計画や動線計画について、安全性、機能性、利便性、防災性能等に配慮した提案がされているか。 - 騒音、振動、臭気、排気、排水、交通等、周辺環境や近隣住民に配慮した具体的な提案がされているか。	6 点	様式 6-1
2	内部計画	- 市が求める学校給食の調理業務に十分特化した施設でありながらも、コンパクトな施設となる提案がされているか。 - 学校給食衛生管理基準やアレルギー対応を踏まえた配置・動線等の内部計画（諸室計画、動線計画、構造計画、設備計画等）について、安全性、効率性、機能性、快適性に配慮した提案がされているか。 - 予想される将来の食数の変動に対し優れた提案がされているか。	8 点	様式 6-2
3	施工計画	- 経済性や効率性を考慮した実効性のある施工計画・工程計画となっているか。 - 工事期間中の安全性や周辺環境・近隣住民への影響を最小限に抑える工夫に関する具体的な提案がされているか。	3 点	様式 6-3
4	調理設備・備品計画	- 市の特色を踏まえた献立や提供食数、調理時間等を踏まえ、安全かつおいしい給食を効率的・安定的に継続して実現するため、将来食数の動向を見据えた調理設備の選定など、調理設備・備品計画について根拠を基に優れた提案がされているか。 - 調理設備・備品について、根拠を基に質とコストのバランスに優れた提案がなされているか。	9 点	様式 6-4
小計			26 点	

3 維持管理業務に関する事項

評価項目		評価の視点	様式	
1	維持管理・修繕計画	・ 予防保全や長寿命化を踏まえ、保守管理計画や維持修繕計画について、事業期間終了後も見据えた具体的な提案がされているか。 ・ メンテナンスを容易にする工夫や、機器故障等の品質低下を早期発見し自主的に改善を図る工夫などにより業務の支障を最小限にするための具体的な提案がされているか。	3 点	様式 7-1
2	ライフサイクルコストへの配慮	・ ライフサイクルコスト（事業契約期間後も含む）の縮減について、実績や根拠等を示しつつ、具体的な提案がされているか。 ・ 省エネルギー、カーボンニュートラル等の様々な社会的要請を踏まえ、環境負荷の低減等の環境への配慮について、実績や根拠等を示しつつ、指標等を用いて具体的かつ定量的に提案されているか。	9 点	様式 7-2
小計			12 点	

4 運營業務・開業準備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	様式	
1	給食調理 (開業準備含む)	・本市独自の給食提供の背景を整理・分析したうえで、安全安心で安定的かつ継続的においしい給食の提供に資する具体的な提案がされているか。 ・安全安心で安定的かつ継続的においしい給食を提供するための適切な人員確保、人員配置、人材育成等の具体的かつ効果的な提案がされているか。 ・安全安心なアレルギー対応の実現に向けた市への支援・協力について優れた提案がされているか。 ・開業時の円滑な給食の提供開始に向け、関係者との連携を含め、適切な開業準備に係る計画が提案されているか。	10 点	様式 8-1
2	配送・回収	・配送・回収について、安全性・効率性等、優れた提案がされているか。	3 点	様式 8-2
3	食育	・食育推進について、市の基本理念等に即し、子どもたちにとって魅力的かつ地域の食文化への理解を深めることができるなど、食育に寄与する優れた提案がなされているか。 ・効率的な施設整備を前提とした中での施設のスペースや ICT 技術等を有効活用した食育の実現につながる効果的な提案がなされているか。	4 点	様式 8-3
小計			17 点	